

## 大阪市港区役所広告付き案内地図設置事業（その2）仕様書

### 1. 事業名称

大阪市港区役所広告付き周辺案内地図設置事業（その2）

### 2. 事業内容

大阪市港区役所1階に広告付き案内地図を設置するとともに、設置事業者が民間企業等の広告主を募集し広告を掲載する。

### 3. 設置場所並びに台数

大阪市港区役所1階 1台（別紙 レイアウト図参照）

### 4. 周辺地図案内図本体

- ① 高さ2,100mm×横幅2,500mm×奥行250mm以内の大きさで作成すること。
- ② 地図枠、広告枠により構成すること。
- ③ 周辺案内地図及び広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性および表現力を発揮するようすること。
- ④ 施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する対策を十分に講じること。なお、撤去の際は原状回復すること。
- ⑤ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ⑥ 電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ⑦ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

### 5. 案内地図枠

- ① 「港区全域案内図」と「港区役所周辺図」により構成すること。
- ② 大阪市港区役所を中心とし、本体内に収まるように作成すること。
- ③ 国土地理院刊行地図と同程度以上の精度を有する情報を基にして作成すること。
- ④ 公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ⑤ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ⑥ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

### 6. 広告枠

- ① 広告主の広告を表示することができる（写真・名称・電話番号等）。
- ② 広告を表示する場合は地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させておくこと。
- ③ 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

## 7. 条件

- ①維持管理に電源を使用する場合には、調光器により明るさの調整が可能とし、省エネ（LED内照式等）に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこととし、また手動による電源のON/OFFが容易にできる構造にすること。ただし、電源を使用する場合には、電源増設工事を事業者側負担にて行うこと。
- ②広告の掲載については、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守し、当区担当者に掲出の10日前までに見本の提出を行い、大阪市の許可を得た上で行うこと。
- ③製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用は事業者の負担とする。
- ④破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。ただし、本市が貼り替える必要がないと認めた場合にはその限りではない。
- ⑤音声の発する機材の設置は認めない。

## 8. 設置にかかる費用等

広告媒体の設置、撤去、保守経費など広告の運営にかかる一切の費用は、設置業者の負担とします。

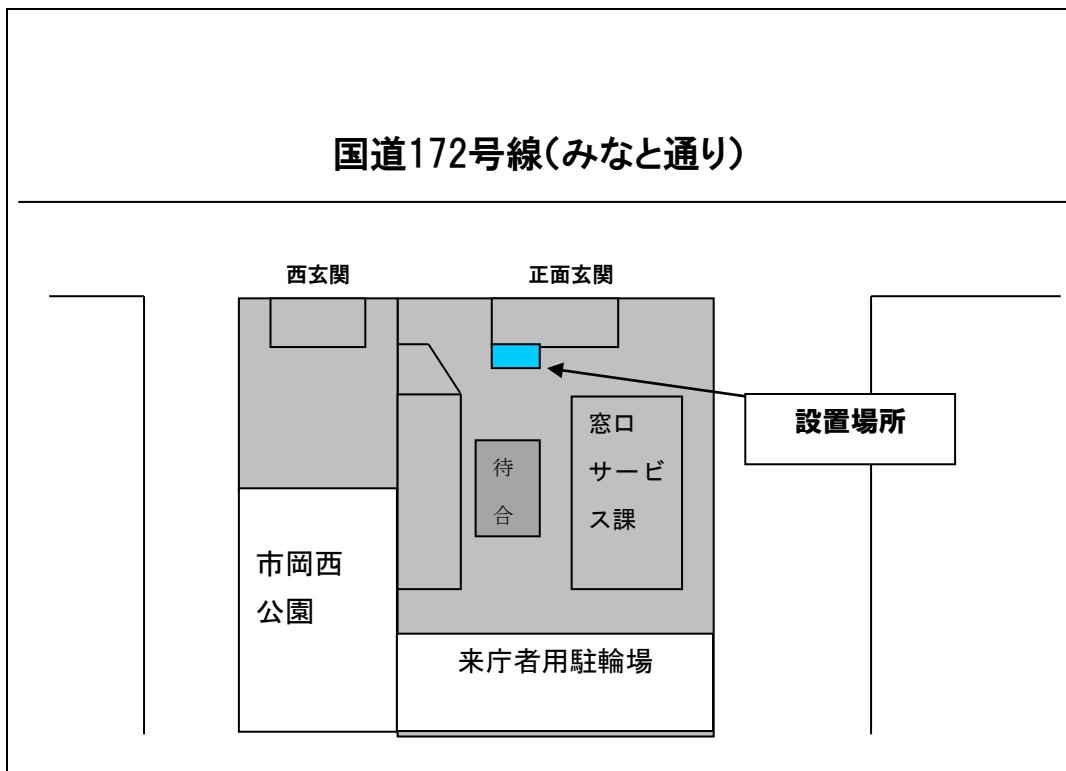
## 9. 使用料

本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しない。ただし本市の責めに帰すべき理由で地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。また電気を使用する場合は電気使用料を支払うこと。

## 10. その他

- ①この仕様書に明記されていない細部の事項は、当区の指示に従うこと
- ②「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ③設置機器のトラブルや広告内容についての苦情等はすべて設置事業者の責とし、迅速に対応すること。
- ④広告付き地図を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- ⑤広告付き地図により、本市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任での損害を賠償しなければならない。
- ⑥設置機器等の仕様書を提出すること。なお、電気を使用する場合には、年間または月間使用電力量（ワット数）が分かる資料を提出すること。
- ⑦大阪市及び当区の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- ⑧業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

## 広告付き周辺案内地図設置場所 位置図



## 広告付き周辺案内地図設置場所 拡大図

